静岡大学自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

国立大学法人静岡大学　契約担当役　財務施設部長　松　元　淳　一（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲の保安規程に基づき甲の設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について次のとおり契約する。なお、本委託契約書の履行細目は、別冊の「文部科学省保全業務標準仕様書」及び「静岡大学自家用電気工作物保安管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

第１条（保安管理業務の委託）

甲は、第２条に揚げる甲の電気工作物の保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第２条（保安管理業務の内容）

乙は、契約書、仕様書及び別冊の保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」という。）に定めるところにより保安管理業務を実施する。

第３条（相互の義務）

甲は、乙が実施する保安管理業務に関し乙に協力するとともに、乙の指導、助言した事項及び乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

２　甲は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安につとめるものとする。

３　甲は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、乙に意見を求めるものとする。

４　甲は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについて乙に指導、助言を求めるものとする。

５　乙は、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。

６　乙は、甲の保安規程に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。

第４条（相互の連絡）

甲及び乙は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる事項について、細目及び基準第２項に定めるところにより相手方に連絡するものとする。

第５条（点検の周期）

第２条第１項に定める乙が定期的に行う点検の周期は次のとおりとし、その頻度及び内容は仕様書によるものとする。

（１）月１点検（月次点検の意）　毎月１回
ただし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。

（２）年１点検（年次点検の意）　毎年１回

（３）Ｂ点検（精密点検の意）　４年１回

（４）Ａ点検（臨時点検の意）　必要の都度

（５）工事期間中の点検並びに臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施する。

第６条（実施日の通知等）

乙は前条の点検等の実施予定日を次の期限までに甲に通知するものとする。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでないものとする。

（１）月次点検は、原則として実施予定日の前日まで。

（２）年次点検は、原則として実施予定日の２週間前まで。

２　甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は甲乙協議の上、日程を変更するものとする。

第７条（事業場内の立入り等）

乙は、保安管理業務を行うため甲の事業場に立ち入る時は、甲の承諾を得るものとする。

２　乙は、甲の事業場内に立ち入る際は保安業務担当者等であることの証明書を携行するとともに、甲の求めに応じて提示するものとする。

第８条（臨機の措置）

乙は、業務の履行に当って事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して臨機の措置をとらなければならない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

３　甲又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲と乙の協議のうえで負担額を決定するものとする。

第９条（記録の調査及び備品等の整備）

乙は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について甲と協議するものとする。

２　甲は、甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要となる書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

（１）　設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。

（２）　測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

第１０条（点検結果等の確認と記録の保存）

甲は、乙が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるものとする。

２　点検結果等に係る次の記録は甲乙双方において原則３年間保存することとする。

（１）点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとする。

（２）電気事故に関する記録。

３　甲は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、必要期間保存するものとする。

第１１条（調査）

甲は、必要と認める場合には、乙にその業務若しくは資産の状況に関して報告を求め、帳簿書類その他の資料の提出を求めることができる。

第１２条（甲乙相互の通知）

乙は、次の事項を甲に通知するものとする。

（１）月１点検及び工事中の点検又は甲の依頼により点検等を実施する場合は、その実施の前日までにその予定日

（２）年１点検を実施する場合は、その実施の２週間前までにその予定日

（３）乙の執務時間内、時間外における乙への連絡方法

（４）その他必要な事項

２　甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容を、乙に通知するものとする

（１）電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合

（２）電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び完成した場合はその都度

（３）平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合

（４）電気の保安に関する組織、責任分界又は需要設備の使用区域を変更する場合

（５）電気事業法に基づく経済産業大臣の立入検査を受ける場合

（６）非常事態に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は 変更する場合

（７）業種、代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合

（８） その他必要な事項

３　点検の実施については、やむを得ない理由により実施予定日を変更しようとする場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第１３条（危険物のある場合等の通知）

甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場合又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙に通知するものとする。

第１４条（業務委託料金）

この契約に係る業務委託料金は　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）とし、３ヵ月ごとに支払う額は別紙のとおりとする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき業務委託料金に１０８分の８を乗じて得た額である。

３　甲の都合により乙の休日に業務を実施する場合の時間外費用はこの契約の範囲外とする。

第１５条（検査）

乙は、業務履行後、甲の指定する検査職員（以下、「検査職員」という。）により、履行状況につき検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。

２　乙は、検査に合格したときをもって業務を完了（以下「業務の完了」という。）したものとする。

３　検査の結果不合格の場合、乙は、甲の指定する期間内に、乙の費用により、業務の再履行または、遅滞なく必要な修正を行った上、再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

第１６条（契約金額の請求及び支払条件等）

乙は、業務の完了後、３ヶ月分ごとに請求書を静岡大学財務施設部施設課に提出するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から６０日以内に、乙の指定する金融機関の口座へ支払うものと

する。

第１７条（甲及び乙の協力及び義務）

甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、法令、規格等を遵守し、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

２　乙は、保安管理業務の実施にあたり、法令、規格等を遵守し、信義に従って誠実に善良なる管理者の注意をもってこの契約の業務、契約書の各条項及び甲と協議決定した事項を遂行しなければならない。

第１８条（契約期間）

契約期間は、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。

第１９条（契約保証金）

甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第２０条（監督等）

甲は、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。

２　乙は、監督職員の監督又は指示に従わせなければならない。

３　監督職員は、他の条項に定めるもののほか、契約書、仕様書に定められた事項の範囲内において次の各号に掲げる権限を有する。

（１）　契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

（２）　この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答。

（３）　業務の進歩状況の確認及び履行状況の確認

４　乙は保安業務の実施にあたり、甲から的確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

第２１条（電気保安責任者等）

甲は、この契約電気工作物の維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡する連絡責任者（以下「電気保安責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するとともに、契約の履行に関して乙との連絡にあてるものとする。

この場合、甲の需要設備の設備容量が6,000ｋＶＡ以上であるときは、その電気保安責任者は、電気事業法第４３条第２項の選任許可基準（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の２．⑴②イからホに掲げる者）又はそれと同等以上の資格を有する者とする。

２　甲は、前各項の電気保安責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

３　甲は、前項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。

４　甲は、電気保安責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

第２２条（保安業務担当者等）

乙は、保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第５２条の２第１項第２号イ及び附則第３条に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

２　保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

３　保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させるものとする。

４　乙は、保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により甲に通知するものと

し、甲は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

５　乙は、保安業務担当者等の変更が生じた場合は、書面により甲に通知するものとし、甲は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

第２３条（秘密の保持）

乙は、甲の与えた指示及びこの契約の遂行上知り得た甲の秘密情報を外部に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

第２４条（権利、義務の譲渡等の禁止）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第２５条（下請け、委任等の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

３　本条１項但し書きにより甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

第２６条（使用人に関する乙の責任）

乙は業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については一切の責任を負う。

２　甲又は第２０第１項で定める監督職員は乙が業務に着手した後に、第１６条第１項、第２項又は第３項で定める乙の保安業務担当者等が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その事由を明示して、その交替を求めることができる。

第２７条（業務の履行及び納期遅延）

乙は、別に定める仕様書に定める期日（以下「完了期日」という。）までに、本業務を誠実に履行し、検査に合格しうる状態で、作業完了報告書を甲に提出するものとする。

２　乙は、完了期日までに本業務の履行をできないと認めたときは、直ちにその理由及び履行予定日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

３　乙の責めに帰すべき事由による納期遅延のあった場合には、乙は、甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年三．四%の遅延損害金を納付するものとする。

４　前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、損害賠償責任を免れないものとする。

第２８条（瑕疵担保）

乙は、実施した本業務の内容について瑕疵があったときは、甲の承認及び選択した方法により、その瑕疵を補修し、またその瑕疵によって生じた甲の損害に対して賠償しなければならない。

第２９条（契約の解除）

甲は、次の事項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）乙が正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。

（２）乙が業務上甚だしく誠意を欠き、またこの契約を誠実に履行する意志がないと認められたとき。

（３）乙の故意または重大な過失により甲に対して重大な損害を与えたとき。

２　甲は、前項によりこの契約が解除された場合は、乙に対して契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として請求することができる。なお、この違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないも

のとする。

３　第１項による甲が受けた損害について、甲は乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

第３０条（第三者への損害）

乙は、第三者に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

第３１条（損害賠償の免責）

乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

（１）天災地変、設備の自然劣化に起因する損害が生じた場合。

（２）原因が特定できないもの又は設備の欠陥等乙の責めとならない事由により損害が生じた場合。

（３）この契約に基づき協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が実施しなかったことにより損害が生じた場合。

（４）甲が法令又はこの契約に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合。

（５）甲が第５条による甲から乙への連絡を怠ったことにより損害が生じた場合。

（６）甲及び第三者による電気機械器具類の取扱不備に起因する損害が生じた場合。

第３２条（契約の任意の解除）

甲は、必要に応じてこの契約の内容を変更し、又はこの契約を一時中止し、若しくは解除することができる。甲は、この契約の内容変更の場合には合理的な追加費用を、この契約の中断・打切りの場合には当該時点までに乙に発生した合理的な費用の額を、甲と乙で協議して定めるものとする。この場合、乙は、甲に対して、同費用以外に損害賠償等名目の一切を問わず金銭を要求しない。

２　乙は、天災、事故、その他理由により業務を遂行すること が出来なくなったときは、適正な処置を講ずるとともに直ちに甲に連絡し、その指示を受けるものとする。

３　乙は、第１項及び第２項により業務を停止又は解除した場合において、業務に概済部分がある場合には、当該部分の契約相当額を甲に請求するものとする。

第３３条（契約の解除）

甲は、乙がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められるときは、ただちにこの契約を解除することができるものとする。

２　乙は、次のいずれかに該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができるものとする。

（１）甲が電気事業法施行規則第５２条第２項の承認を得られない場合。

（２）甲が手数料の支払いを遅延した場合。

（３）甲が法令等を遵守せず、乙が保安規程に定められた義務を遂行できないと認められる場合。

（４）甲がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められる場合。

第３４条（契約の失効）

自家用電気工作物が次の各号のいずれかに該当した場合、この契約はその効力を失うものとする。なお、第１号及び第２号の規定による契約の失効の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。

（１）電気工作物が廃止された場合

（２）一般用電気工作物となった場合

（３）所管官庁から、電気事業法施工規則第５２条第２項の承認を取り消された場合

（４）受電電圧が７、０００Ｖを超えた場合

（５）発電所の出力が１、０００ｋW以上となった場合

（６）構外にわたる配電線路の電圧が６００Ｖを越えた場合

（７）電気事業法施行規則第４８条第１項各号に掲げる場所に設置する電気工作物となった場合

第３５条（契約期間内の更改）

１　甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

（１）設備容量が変更された場合

（２）受電電圧が変更された場合

（３）発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

（４）発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

（５）発電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合

（６）甲が保安規程を変更する場合

（７）経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合

２　前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲、乙と協議して書面により定めるものとする。

第３６条（契約に必要な細目）

契約に必要な細目は別記の役務請負契約基準によるものとする。

第３７条（紛争の解決）

この契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

第３８条（定めのない事項）

この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第３９条（紛争）

この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議して選択した第三者に斡旋を依頼することによりこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

平成　年　月　日

甲

静岡県静岡市駿河区大谷８３６

国立大学法人静岡大学

契約担当役　財務施設部長　松　元　淳　一

乙